（実施状況の報告等）
第三十条　館長は、この規則に基づく保有個人情報の開示等の実施状況について、国立国会図書館法第六条の規定により、両議院の議長に報告する。
2　館長は、前項の規定による報告の後、これを公表するものとする。
（細則）
第三十一条　この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行前に行われた保有個人情報の開示等の申出であって、これに対する対応が行われていないものは、この規則の相当規定により行われた申出とみなして、この規則の規定を適用する。
3　この規則の施行前に行われた保有個人情報の開示等の申出に対する対応は、この規則の相当規定により行われた対応とみなして、この規則の規定を適用する。
4　前二項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、館長が別に定める。

○国立国会図書館規則第五号

国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会規則を次のように定める。
平成二十九年七月二十一日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会規則

（目的及び設置）
第一条　国立国会図書館事務文書開示規則（平成二十三年国立国会図書館規則第四号）第十一条第二項又は国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則（平成二十九年国立国会図書館規則第四号）第二十五条第一項の規定による諮問に応じ苦情の申出について調査審議するため、国立国会図書館に、国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。
（組織）
第二条　審査会は、委員三人をもって組織する。
（委員）
第三条　委員は、学識経験のある者のうちから、国立国会図書館長（第六条において「館長」という。）が委嘱する。
2　委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の委嘱期間の残存期間とする。
3　委員は、非常勤とする。
（会長）
第四条　審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
2　会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
3　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
（調査審議手続の非公開）
第五条　審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。
（審査会による調査）
第六条　審査会は、必要があると認めるときは、館長に対し、事務文書（国立国会図書館事務文書開示規則第二条に規定する事務文書をいう。以下この項において同じ。）又は保有個人情報（国立国会図書館の保有する個人情報の保護に関する規則第二条第四項に規定する保有個人情報をいう。以下この項において同じ。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された事務文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。
2　前項に定めるもののほか、審査会は、必要があると認めるときは、館長に対し、資料又は情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
（庶務）
第七条　審査会の庶務は、総務部総務課において処理する。
（雑則）
第八条　この規則に定めるもののほか、調査審議の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附　則

（施行期日）
1　この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。
（経過措置）
2　この規則の施行の際現に国立国会図書館事務文書開示規則の一部を改正する規則（平成二十九年国立国会図書館規則第六号）による改正前の国立国会図書館事務文書開示規則（以下「旧規則」という。）第十二条第三項の規定により委嘱された国立国会図書館事務文書開示審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第三条第一項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の委嘱期間は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧規則第十二条第三項の規定により委嘱された旧審査会の委員としての委嘱期間の残存期間と同一の期間とする。
3　この規則の施行の際現に旧規則第十二条第六項の規定により選任された旧審査会の会長である者又は同条第八項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されている者は、それぞれ、この規則の施行の日に、第四条第一項の規定により会長として選任され、又は同条第三項の規定により会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

○国立国会図書館規則第六号

国立国会図書館事務文書開示規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年七月二十一日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館事務文書開示規則の一部を改正する規則

国立国会図書館事務文書開示規則（平成二十三年国立国会図書館規則第四号）の一部を次のように改正する。
第二条第三号及び第三条第二号中「立法に」を「立法等に」に改める。
第五条中「不開示情報」の下に「（情報公開法第五条第一号の二に掲げる情報に相当するものを除く。）」を加える。
第十一条第二項中「国立国会図書館事務文書開示審査会」を「国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会（第十三条第一項において「審査会」という。）」に、「第十三条」を「同条」に改める。
第十二条を次のように改める。
第十二条　削除

附　則

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。

○国立国会図書館規則第七号

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十九年七月二十一日　国立国会図書館長　羽入佐和子

国立国会図書館組織規則の一部を改正する規則

国立国会図書館組織規則（平成十四年国立国会図書館規則第一号）の一部を次のように改正する。
第二条中第十九号を第二十号とし、第十八号中「国立国会図書館事務文書開示審査会」を「国立国会図書館事務文書開示・個人情報保護審査会」に改め、同号を第十九号とし、第八号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。
八　館の保有する個人情報の保護の総括に関すること。

附　則

この規則は、平成二十九年八月一日から施行する。